

(質問の事項及び要旨)

一 自転車対策について

(一) 自転車保険義務化について

- ア 自転車保険加入の実態をどう把握するのか
- イ 区民交通障害保険の現在の加入率は
- ウ 小中学校でチラシを配布し保険制度の啓発を
- エ 自転車保険の加入に対し助成金を出すべき

【要旨】

自転車事故を起こして当事者となり相手にけがをさせる、また死亡させてしまった場合、刑事上の責任とは別に民事上の損害賠償責任を負わなければならない。高額な損害賠償金の支払いに備えるため、東京都では来年四月から自転車保険の加入義務化が施行される。現在、都民の自転車保険加入率は五十三・五％に留まっている。加入の義務化といっても罰則があるわけでもなく加入の把握は難しい。先行して自転車保険の義務化した自治体では、認知度が低く加入が進んでいない、板橋区では整備を条件に千円を助成している。

一 (一) アイウエ

はじめに、自転車対策の質問に順次お答えします。
まず、自転車保険義務化についてです。

現在、区ではスケアードストレイトなど

交通安全対策事業の様々な機会をとらえて、

来年四月から始まる

自転車保険義務化の区民周知に努めています。

区民が利用する自転車の数や

自転車保険加入実態を

正確に把握することはできませんが、

約二万人が加入している区民交通傷害保険のうち

一万三千人を超える約七割の方が

自転車プランに加入している状況です。

区立小中学校の児童生徒に対しましては、

自転車保険加入の募集期間に、学校を通じて

全児童・生徒に加入のお知らせを配布して、

(後頁へ続く)

(前頁から続く)

保護者に周知しているほか、

各学校に自転車保険加入義務化のポスターを配り
保険加入を呼び掛け、加入を促進しております。

自転車保険の加入に対する助成金については、
先進自治体の状況などを調査してまいります。

何より自転車事故を防止するには、

自転車の安全点検と必要な整備とともに、

自転車安全利用五則の順守など、

自転車利用者の意識向上が大切ですので、

今後も、継続して交通安全対策事業に取り組み
交通事故防止に努めてまいります。

(質問の事項及び要旨)

一 自転車対策について

(二) 放置自転車対策について

- ア 都内ワーストワンを打開するための対策は
- イ 今後の駐輪場整備の方向性

【要旨】

自転車は環境に優しく手軽で便利な乗り物だが路上に放置されると、歩行の妨げとなるばかりか車いすの方や目の不自由な方などにとってわずかな時間でも大変危険になる。赤羽駅は四年連続で都内の放置自転車台数がワーストワンになっている。駅から遠い駐輪場ほど料金が安くなる仕組みを導入するなど、放置自転車を減らす努力をしているが、都内ワーストワンの現状を打開するための対策と駒込駅周辺など、今後の自転車駐車場整備の方向性を聞く。

一 (二) アイ

次に、放置自転車対策についてです。

赤羽東本通りと

エコー広場館前等赤羽駅東口に設置した

二時間無料のコイン式自転車駐車場や、

これまで取り組んできた平日に加え、

土日の放置自転車対策が効果を発揮し、

赤羽駅前の放置自転車が

徐々に減少してきたと捉えています。

赤羽駅周辺では通勤通学とともに、

買い物や飲食など日常生活に自転車を利用する

区民が大変多い状況です。

今後も、赤羽駅や駒込駅など

駅前に適地があれば

利用実態に応じた

コイン式自転車駐車場の整備等に

努めてまいります。

(質問の事項及び要旨)

一 自転車対策について

(三) 自転車の再利用について

- ア 粗大ごみとして出される毎月の自転車台数
- イ まだ乗れる自転車の再利用についての考え

【要旨】

使わなくなった自転車を発展途上国の人々に使ってもらうため、墨田区では今年度から自転車の無料回収事業を開始した。毎月約四百台の自転車が粗大ごみとして排出され、そのほとんどが使用可能な状態だ。自転車を海外で再利用し合わせて粗大ごみを削減させるため、十二月を除く毎月三十一日をサイクルの日と定め、区民から引き取った自転車は区と連携した業者が翌営業日までに取り取り、独自ルートで東南アジアやアフリカなどに運ばれる。回収時すべての自転車にバーコードが取り付けられるので、どこに行くのか楽しみとの区民の声が寄せられるとのことだ。区民は粗大ごみ手収量がゼロになり区では回収コストを省ける。

一 (三)アイ

次に自転車の再利用についてです。

昨年度、粗大ごみとして区で処理した自転車数は、毎月約五百台でした。

また、区内各所の放置自転車禁止区域で

約一万五千台の放置の自転車を撤去し、

約九千台を返却、残り約六千台うち、

自転車の安全点検と

必要な整備を施し、

海外で再利用された自転車は約二千台、

約四千台は廃棄という状況でした。

ご提案の、まだ乗れる自転車の再利用には、

自転車の安全点検と必要な整備が欠かせません。

自転車の安全確保に時間と手間が必要ですので、

墨田区の状況を調査してまいります。

くまき 貞一

公明

個人

九

(質問の事項及び要旨)

二 学校における社会教育について

(一) 法教育について

【要旨】

区立中学校では、社会保険労務士や行政書士が法教育の授業を実施しているが何校で実施しているのか。学校によって教育の機会にバラツキがあるのは生徒にとって望ましい状況ではないので、区内全中学校で実施すべきと考えるが、見解を伺う。

また、講師はボランティアと聞いているが、予算化をして区の事業として法教育を行うべきと考えるが、区の見解を伺う。

二(一)

私からは、学校における社会教育についてお答えします。

まず、法教育についてです。

本区では、東京都行政書士会北支部に

ご協力いただき、

希望した区立小・中学校において

出前授業を実施しています。

中学校の実績については、

昨年度は一校において実施し、

今年度は二校実施予定です。

法に関する教育は、

児童・生徒の社会的自立に向け、

法やルールの価値観や意義をよく考え、

社会に主体的に参加するために

重要であると考えております。

【後頁に続く】

くまき 貞一

公明

個人

九

【前頁から続く】

現在、中学校においては、

社会科、技術・家庭科、道徳科、特別活動において、消費生活における知識・技能を身に付けたり、遵法精神の醸成、合意形成を図ることなどを教育課程に位置付けて授業を行っています。

このような取り組みを踏まえ、

今後も、法教育については適切に進めてまいります。

くまき 貞一

公明

個人

九

(質問の事項及び要旨)

二 学校における社会教育について

(一) 租税教育について

【要旨】

「税金とはいったい、何なのか」、「税金はなぜ社会に必要なのか」などを小学生、中学生に学校で教えることは重要である。

区立小・中学校における税理士等の租税教育の実施の現状を教えてほしい。

また、区内全小中学校で租税教育を実施すべきと考えるが、区の見解を伺う。

二(二)

次に、租税教育についてです。

区内小学校・中学校における租税教室は、北区租税教育推進協議会のご協力を得て実施しています。

平成三十年度の実績は小学校二十六校、中学校六校で、今年度も同規模の実施予定となっています。

租税教育は、児童・生徒が、民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、使い道に関心を持ち、納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てるために重要であります。

小・中学校においては、租税にかんして社会科において扱っており、

【後頁に続く】

【前頁から続く】

児童・生徒が租税の役割、

納税の義務について理解し、

財政及び租税の役割について

考察するようにしています。

租税教室のように専門家を招いての授業は、

児童・生徒の学習内容の理解を深めることに

つながりますので、

各学校のカリキュラムも踏まえつつ

租税教室の実施等を行うなど、

租税教育の充実を図ってまいります。

くまぎ 貞一

公明

個人

九

(質問の事項及び要旨)

三 地域における見守り支援事業について

【要旨】

小学生の見守りのモデル地域を策定し、ビーコンを活用した地域における見守り支援事業を導入していくべきであると考えるが、区の見解を伺う。

【参考】「ビーコンを活用した見守りサービス事業」

渋谷区と東京電力ホールディングス株式会社がIoT(アイオーティー)技術を活用した見守りに関する社会実証を平成二十九年七月に開始。ビーコン(電波受信器)搭載したキーホルダーなどの専用端末を持つ高齢者や子どもの位置情報を家族や保護者などが、スマートフォンやパソコンでリアルタイムに把握できるサービス。基地局は公共施設や民間施設、東京電力グループの設備に設置するだけでなく、無料アプリをインストールした地域住民のスマートフォンをビーコンの電波を受信する基地局として活用。なお、二年間の社会実証の結果、平成三十年度末をもってサービスは休止され、事業化に至っていない。

三

次に、地域における見守り支援事業について
お答えします。

北区では、これまでも、地域全体で子どもの安全を
見守る活動を行うため、子ども安全ボランティアや
北区安全・安心ネットワークパトロール隊等を
中心とした地域防犯活動への支援を

実施するとともに、子どもに危険予測・回避能力を
身につけさせるために、セーフティ教室の実施、
防犯ブザーや子ども安全手帳の配布等、あらゆる観点
から安全・安心の取組みを強化してまいりました。

ご紹介いただきましたビーコンを活用した
見守り支援は、子どもの位置情報履歴を把握できる
サービスですが、民間事業者、地域協力者との調整や
基地局数の拡充等が課題であると認識しており、
それらの課題整理を含め、

(後頁に続く)

(前頁から続く)

他の自治体の動向を踏まえて、研究してまいります。

今後とも、子ども安全対策協議会や

民生委員児童委員協議会等、あらゆる場において、
区と関係機関が連携協力することにより、地域での
見守り体制を確立し、子どもの安全・安心対策を
より強固なものとしてまいります。

くまき 貞一

公明

個人

九

(質問の事項及び要旨)

四 災害時における電源確保について

(一) 避難所へのソーラーパネル付き

ポータブル蓄電池の設置について

【要旨】台風十五号では、千葉県で停電が発生し、自治体が開設する充電ブースに大行列ができた。災害時に大きな頼りになるスマホの充電器の確保が被災者の不安軽減に重要な課題。東京都では帰宅困難者用一時滞在施設に携帯電話の充電機材を置く方針を決定。品川区ではソーラーパネル付きポータブル蓄電池を導入。北区としても同様の蓄電池を避難場所（避難所）に設置できるよう準備をしておくべきと考えるが、区の見解を。また、環境省では、災害時の避難拠点として位置づけられた施設に再生可能エネルギー設備等を導入するための推進事業を行っているので、この補助事業を活用して蓄電池等の導入を進めるべき。

くまき 貞一

公 明

個 人

九

四(一)

次に、避難所へのソーラーパネル付き

ポータブル蓄電池の設置について、お答えします。

今回の台風十九号では、多くの方が携帯電話や

スマートフォンを活用し、降水予測や

水位観測情報などを確認していたと伺っています。

携帯電話等の充電環境の整備については、

まずは、ご自身で携帯型の充電器等を

ご準備いただきたいと考えていますが、

避難所や避難場所での滞在期間が長期化することも

考えられますので、設置については、

品川区をはじめ他の自治体の動向をみながら

検討してまいります。

なお、補助制度については、

今後、研究してまいります。